十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成五十八年九月二十日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十九　払込期日　平成二十八年九月二十日

○財務省告示第三百一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（四十年）（第九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法　各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
イ　利回り競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を順次割り当てる。
六　発行額
イ　利回り競争入札発行　額面金額で四千九百九十四億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千六十一億七千九百九十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千九百三十二億二千五万円
特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三百二十七億円
七　払込金額
イ　利回り競争入札発行　四千七百十一億三千三百九十六万円
三百八億四千九百十八万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　五万円
八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　振替単位

十　発行日　平成二十八年九月二十九日
十一　発行価格　額面金額百円につき九十四円三十四銭
十二　利率　年〇・四パーセント
十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の参銭} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{9}{365}$$

十四　初期利子　平成二十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額の参銭} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六　償還期限　平成六十八年三月二十日
十七　償還金額　額面金額百円につき百円
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十八年九月二十九日

○財務省告示第三百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百十九回、第三百二十回、第三百二十一回、第三百二十五回及び第三百三十六回）及び利付国庫債券（二十年）（第七十三回、第七十五回、第八十五回、第八十八回、第九十三回、第九十九回、第百回、第百一回、第百五回、第百六回、第百七回、第百十回、第百十一回、第百十三回、第百十六回、第百十七回、第百二十回、第百二十二回、第百二十三回、第百二十四回、第百二十五回、第百二十六回、第百二十七回、第百二十八回、第百二十九回、第百三十回、第百三十一回、第百三十二回及び第百三十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六　発行額　額面金額で四千九百九十五億円
内訳（別表のとおり）
七　払込金額　六千百六十六億二千五百六十九万円